



23財参事第2号  
平成23年4月4日

国土交通省住宅局

建築指導課長 井上勝徳 殿

文化庁文化財部参事官（建造物担当）  
村田健一

### 被災建築物応急危険度判定の判定結果について（照会）

このたびの東日本大震災により、重要文化財の指定を受けた建築物、重要伝統的建造物群保存地区内の建築物、登録有形文化財に登録された建築物等の歴史的な建築物が大きな被害を受けている。

これらの歴史的な建築物の大半は、適切に修理を施すことにより復旧することが可能である。

しかしながら、震災の被害を受けた建築物については、歴史的な建築物を含めて、被災建築物応急危険度判定により、「要注意」、あるいは「危険」と判定された場合、即座に取り壊しに至る場合が多くあるとの報告を受けている。

以上を踏まえ、被災建築物応急危険度判定とは、余震などによる二次的災害を防止するため、倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下などの危険性を判定するものであり、一律かつ即座に取り壊しを求めるものではないという理解をしているが、そのような理解で良いか確認させていただきたい。

なお、文化庁としては貴省の解釈をもって、各都道府県教育委員会に周知してまいりたい。



23財参事第3号  
平成23年4月7日

各都道府県教育委員会  
文化財担当課長 殿

文化庁文化財部参事官（建造物担当）  
村田健一

### 被災建築物応急危険度判定を受けた文化財の取扱いについて（通知）

このたびの東日本大震災においては、各地方公共団体で被災建築物に対する応急危険度判定を迅速に進め、二次的被害の防止に努められていると承知しております。

しかしながら、過去の震災において、被災建築物応急危険度判定により、「要注意」、あるいは「危険」と判断された場合、復旧可能な文化財であっても、即座に取り壊しに至ってしまった例があるとの報告を受けています。

そこで、文化庁は別添1のとおり、国土交通省に被災建築物応急危険度判定の目的等について照会し、別添2のとおり回答を得たところです。この回答によると、被災建築物応急危険度判定とは、余震などによる二次的被害を防止するため、倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下などの危険性を判定するものであり、一律かつ即座に取り壊しを求めるものではないとしています。

貴教育委員会におかれても、被災建築物応急危険度判定の目的等を御理解いただくとともに、貴重な文化財が復旧の可能性等について十分な検討を経ることなく、取り壊されることのないよう、専門家等の意見を参考として、安全性にも十分配慮した上で、所有者等に対し適切に御指導いただくようお願いいたします。

また、このことについて、貴域内の市町村に対しても周知いただきますようお願いします。

なお、個別に技術的な指導等が必要な場合には、文化庁まで御照会いただきますようお願いいたします。

(連絡先)

文化庁文化財部参事官（建造物担当）  
修理企画部門 担当：田中、西岡  
震災対策部門 担当：西川  
電話 03-5253-4111（内線2795）

写

別添2

国住指第30号  
平成23年4月6日

文化庁文化財部  
参事官（建造物担当） 村田 健一 殿

国土交通省住宅局  
建築指導課長 井上 勝徳

被災建築物応急危険度判定の判定結果について

平成23年4月4日付け23財参第2号をもって照会のあった標記については、貴見のとおりである旨、回答する。